

2022年5月10日

株式会社イオン銀行

遺言信託および遺産整理にかかる業務提携、サービス開始について

お買い物の機会に、気楽に立ち寄れるイオン銀行店舗で、人生のエンディングを考える。

「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行を目指す株式会社イオン銀行（東京都千代田区、代表取締役社長：小林 裕明、以下、当行）は、株式会社山田エスクロー信託（神奈川県横浜市、代表取締役社長：篠笛 弘一、以下、山田エスクロー信託）と業務提携契約を締結し、2022年5月10日（火）より相続関連業務（遺言信託業務・遺産整理業務）の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

これからの日本では、2025年には団塊世代がすべて75歳以上に達することから、大相続時代が到来するといわれています。当行では、超高齢社会における相続ニーズにお応えするため、山田エスクロー信託と業務提携し、相続関連業務（遺言信託業務・遺産整理業務）の取扱いを開始いたします。

本提携により、当行は山田エスクロー信託の業務提携店として、相続にご関心やお悩みをお持ちのお客さまへ山田エスクロー信託の相続関連業務（遺言信託業務・遺産整理業務）をご紹介しますことが可能となります。お申込みいただいた後の山田エスクロー信託担当者とのご面談*や、お手続きの際には、当行店舗に設置する遮音性・遮蔽性の高い「相談ブース」をご利用いただけます。お買い物や当行へのご相談にあわせて、同社とご面談*いただけます。

*ご面談は、事前のご予約が必要です。

当行の「親しみやすさ」やアクセス面など気軽にお立ち寄りいただける「身近さ」と、山田エスクロー信託の高い専門性や豊富な実績を併せることで、お客さまのご要望に沿った円滑な相続となるようサポートし、人生のエンディングである“終活”準備の不安を解消するお手伝いをさせていただきます。

本業務は、2022年5月10日（火）にJR東京駅直結の八重洲地下街内に移転オープンする『イオン銀行東京八重洲店』（東京都千代田区）より取扱いを開始し、今後、全国の当行店舗での展開を予定しております。

■相続関連業務（遺言信託業務・遺産整理業務）の詳細

① 遺言信託業務

遺言に関するご相談、遺言書の作成助言および保管、遺言の執行を一括してお引き受けする業務

② 遺産整理業務

遺産分割手続等（財産の調査、財産目録の作成、遺産分割協議書による遺産分割手続の実行等）を相続人に代わってお引き受けし、分割協議書の作成に必要な知識情報・参考案の提示や相続人の意見が一致した場合の文書化への協力等の支援を行う業務

詳しくはイオン銀行ホームページ (https://www.aeonbank.co.jp/other_service/trust/) をご参照ください。

当行はこれからも、お客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努め、お客さまに「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行を目指してまいります。

【相続関連業務に関するご留意点】

- 本商品は山田エスクロー信託の商品であり、イオン銀行は山田エスクロー信託の業務提携店としての取り扱いをおこないません。このため、イオン銀行は業務提携店としての商品のご紹介と情報の取り次ぎをします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託がご契約の当事者となります。
- 本商品は、山田エスクロー信託の所定のお手数料がかかります。

以上